三(一)(1) 登録船舶職員養成実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本
登録船舶職員養成施設の種類
(変更前)
(イ) 六級海技士（航海）第一種養成施設
(ロ) 六級海技士（航海）第二種養成施設
(変更後)
(イ) 六級海技士（航海）第一種養成施設
(ロ) 六級海技士（航海）第二種養成施設
(ハ) 内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設
(ニ) 内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設
(二) 変更年月日　平成二十九年七月三日
登録船舶職員養成実施機関の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
代表者の氏名
(変更前) 千田　健一
(変更後) 佐藤　浩
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
登録船舶職員養成実施機関の名称　山形県立加茂水産高等学校
代表者の氏名
(変更前) 佐藤　淳
(変更後) 坂尾　聡
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
登録船舶職員養成実施機関の名称　宮崎県立宮崎海洋高等学校
代表者の氏名
(変更前) 吉田　郷志
(変更後) 鍋倉　一幸
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
登録船舶職員養成実施機関の名称　岩手県立宮古水産高等学校
代表者の氏名
(変更前) 熊谷　正樹
(変更後) 楳原　健
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
登録船舶職員養成実施機関の名称　宮城県水産高等学校
代表者の氏名
(変更前) 亀山　勉
(変更後) 瀧田　雅樹
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
登録船舶職員養成実施機関の名称　国立大学法人東京海洋大学
登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称
(変更前)
(イ) 国立大学法人東京海洋大学海洋科学部及び水産学部
(ロ) 国立大学法人東京海洋大学海洋工学部及び商船学部
(ハ) 国立大学法人鹿児島大学水産学部
(ニ) 国立大学法人長崎大学水産学部
(変更後)
(イ) 国立大学法人東京海洋大学海洋資源環境学部、海洋生命科学部及び海洋科学部
(ロ) 国立大学法人東京海洋大学海洋工学部及び商船学部
(ハ) 国立大学法人鹿児島大学水産学部
(ニ) 国立大学法人長崎大学水産学部
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　独立行政法人国立高等専門学校機構
(二) 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称
(変更前)
(イ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　富山高等専門学校
(ロ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　鳥羽商船高等専門学校
(ハ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　広島商船高等専門学校
(ニ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　大島商船高等専門学校
(ホ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　弓削商船高等専門学校
(ヘ) 独立行政法人航海訓練所
(変更後)
(イ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　富山高等専門学校
(ロ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　鳥羽商船高等専門学校
(ハ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　広島商船高等専門学校
(ニ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　大島商船高等専門学校
(ホ) 独立行政法人国立高等専門学校機構　弓削商船高等専門学校
(ヘ) 独立行政法人海技教育機構
(三) 変更年月日　平成二十八年四月一日

登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第九条の七の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　公益財団法人日本船員雇用促進センター
(二) 代表者の氏名
(変更前) 芦田　昭充
(変更後) 朝倉　次郎
(三) 変更年月日　平成二十八年六月二十四日

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年6月14日

北海道開発局長　今　日出人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	278号	函館市松風町2番21から同市松風町3番3までの上り線
一般国道	279号	函館市若松町16番2から同市若松町3番2までの下り線

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人兼行邦夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成29年6月14日　静岡地方法務局